

(仮訳)

日本財務省と豪州財務省が代表する豪州政府との間の 日豪財務大臣対話に関する協力覚書

日本財務省及び豪州財務省が代表する豪州政府（以下「参加者」という。）は、日豪の特別な戦略的パートナーシップ及び経済安全保障協力に関する日豪共同宣言の更なる発展に向けた両参加者のコミットメントに沿い、また、日豪友好協力基本条約締結 50 周年を踏まえ、日豪財務大臣対話を設置することを共に決定する。本協力覚書（以下「本覚書」という。）は、日豪財務大臣対話の下での協力の目的及び分野を定めるものである。本覚書は、相互協力に関する参加者間の認識を記録するものであり、法的拘束力を有するものではない。

財務大臣対話の目的

財務大臣対話は、日豪両国が共通の戦略的経済課題に対処するために協力する実務的な方策に焦点を当てる。

参加者は、日豪及びインド太平洋地域の経済安全保障及び強靱性を支え、また、二国間の貿易及び投資を拡大するための機会を活用する方策について検討する。

参加者は、本覚書が日豪間の既存の二国間協力の枠組みに代わるものではないことを確認する。

マクロ経済見通し及び経済安全保障

日豪の経済及び安全保障上の将来が深く結び付いていることを認識し、財務大臣対話は、経済安全保障に関する二国間協力を強化する。参加者は、経済安全保障協力に関する日豪共同宣言に沿って、以下の分野を中心に、実務的な協力及び情報共有を進める。

- 世界のマクロ経済環境及びそれぞれの国内経済政策上の課題
- 両国のエネルギー・燃料の安全保障を強化する機会
- 防衛産業分野を含む、透明性があり、多様で、持続可能かつ安全なサプライチェーンの構築
- 政府が支援する重要鉱物への投資及びオフテイクの機会

投資協力

日豪間の強固な投資関係が、両国の繁栄及び経済安全保障にもたらす利益、並びにインド太平洋地域の強靱性及び発展を支える日豪の取組の重要性を認識し、参加者は、それぞれの法域において適用される適切な秘密保持及び機密指定に関する要件に従い、以下に取り組む。

- 日本財務省と豪州財務省の間で、外国投資の動向及びそれぞれの対内直接投資審査制度改革から得られた知見を含め、対内直接投資審査制度に関する協力、実務者レベルの対話及び実務的な情報共有を一層強化すること。
- 国際協力銀行（JBIC）及び豪州輸出金融公社（EFA）を含む両国の公的金融機関の金融機能を活用し、経済の強靱性の向上及び安全なサプライチェーンの構築といった共通の投資上の優先事項、特にエネルギー・燃料の安全保障、グリーン産業、住宅、重要鉱物及びデジタルインフラに関し、情報共有、案件形成及び投資機会への相互補完的な資金供与を含め、支援する方策を検討すること。
- 東南アジア及び太平洋島嶼国を含むインド太平洋地域全体における案件及び投資について、情報を共有し、調整を行うこと。

国際協力

日豪の繁栄は、共通の戦略的優先事項に関する協力を通じて強化されることを認識し、参加者は、以下について取組の一層の整合を図ることを共に決定する。

- 世界銀行の太平洋コルレス銀行関係（CBR）強化プロジェクトを通じたコルレス銀行関係の維持及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）を通じた太平洋島嶼国におけるマネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（AML/CFT/CPF）に係る能力構築の強化を含め、太平洋島嶼国の持続可能かつ包摂的な開発の支援。
- G20、国際通貨基金（IMF）、国際開発金融機関（MDBs）、アジア太平洋経済協力（APEC）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）、金融活動作業部会（FATF）、世界貿易機関（WTO）その他のフォーラムを通じたものを含む多国間協力。

財務大臣対話の運営

財務大臣対話は、日本側は財務大臣、豪州側は財務大臣が共同議長を務める。

原則として、財務大臣対話は毎年開催するものとし、開催地、日程及び議題は、参加者間で相互に決定する。

既存の事務レベルの日豪経済対話は、財務大臣対話における決定の実施を支援する。

開始、期間及び終了

本覚書は、参加者による署名の日を開始し、当初 5 年間継続する。その後は、いずれか一方の参加者が他方の参加者に対して 6 か月前までに書面による通知を行い終了させない限り、5 年間ずつ継続する。参加者は、残された事項の取扱いについて協議する。

効力

本覚書は参加者間で達した理解を示すものであり、法的拘束力を有する権利又は義務を生じさせるものではない。

紛争解決

本覚書の解釈又は適用に関するいかなる紛争も、参加者間の協議により解決するものとし、その解決のため、国内又は国際的な裁判所その他の第三者に付託しない。

署名

以上の証として、各参加者を正式に代表する署名者は、本覚書に署名した。

本覚書は、2026 年 10 月 5 日に東京において、英語により 2 通作成された。

日本財務省

豪州財務省が代表する
豪州政府

片山さつき
財務大臣

ジム・チャルマーズ
財務大臣